

総合的な相談支援体制の充実事業について

令和3年12月24日
地域福祉課

総合的な相談支援体制の充実事業の実施までの背景

本市の状況

少子高齢化の進行や、家族形態や地域社会の変化、社会的な孤立など、地域における福祉課題は複雑化・多様化・深刻化している。

◇「大阪市における総合的な相談支援体制の充実に向けて（提言）」（平成23年3月 社会福祉審議会）

・「区保健福祉センターの総合調整機能の強化」…区内の関係機関が参画する会議体の運営等を通して、ニーズや課題把握等の総合調整する役割が求められている。

◇相談支援体制のあり方検討プロジェクトチームの取組（平成26年8月～）

- ・相談支援機関の実態把握に向けた調査
- ・相談支援体制の改善・充実を図る方策の検討 等

◇「『総合的な相談支援体制』の充実に向けて

～相談支援機関・地域・行政が一体となった施策横断的な相談支援体制の構築～

（平成29年2月 相談支援体制のあり方検討プロジェクトチーム） 平成29年2月社会福祉審議会地域福祉専門分科会にて報告

「総合的な見立ての場」の開催

- ・複合的な課題を抱えた要援護者に対し、支援を行う相談支援機関等が一堂に会し、区保健福祉センターが中心となって支援方針の共有、役割分担を図る場を開催することが効果的である。
- ・要援護者のニーズに応じ、幅広い分野の関係機関が参画する必要があることから、区保健福祉センターに関係機関を選定・招集する機能が求められている。

（参考 国の状況）

◇「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成27年9月）

- ・「今後は、分野ごとの専門サービスについても引き続き機能強化を図りつつ、複合的な課題を抱えるなどの要援護者に対しても、適切な支援を提供する仕組みを構築する」
- ・「規模の大きな自治体においては、既存の相談窓口の連携を強化することで、地域全体として包括的な相談支援体制を構築することも考えられる」

◇「我が事・丸ごとの地域共生社会実現本部」の設置（平成28年8月）

- ・住民が「我が事」として主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・様々な課題を「丸ごと」解決する「市町村における包括的な相談支援体制」を構築

◇社会福祉法の改正（平成30年4月1日）

「包括的な支援体制の整備」（第106条の3）

- ・市町村は、地域住民等及び支援機関等の関係機関が協働して、地域生活課題を解決する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする

総合的な相談支援体制の充実事業について

◇事業実施状況

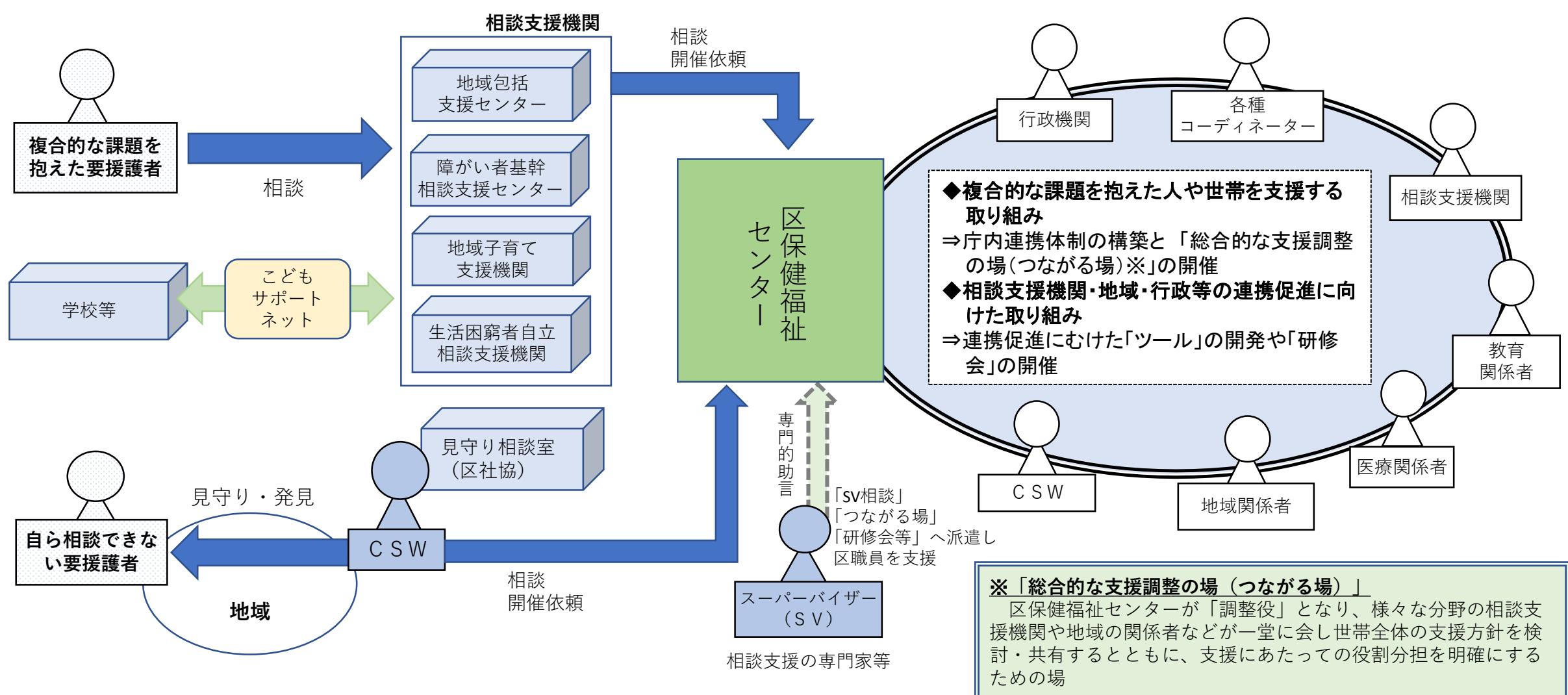
福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなかで、複合的な課題を抱えた要援護者を支援するしくみの構築が喫緊の課題となり平成29年度よりモデル実施、令和元年度より全区展開

(参考) 区長会議・福祉健康部会での決議内容 (平成30年9月18日)

「全区において、総合的な相談支援体制の充実を図る」

「各区において、それぞれの実情に応じた手法について十分な検討を行うとともに、福祉局が支援・取りまとめを行うこと」

◇総合的な相談支援体制の充実事業の枠組み



(参考)「総合的な支援調整の場(つながる場)」の開催事例

●相談のあった機関

相談のあった機関	R2年度	R元年度
地域包括支援センター	35件(30%)	53件(34%)
生活困窮担当	17件(14%)	33件(21%)
子ども・子育て担当	11件(9%)	3件(2%)
見守り相談室	8件(7%)	14件(9%)
生活保護担当	6件(5%)	10件(6%)
その他※	41件(35%)	45件(28%)
計	118件(100%)	158件(100%)

(※その他には、高齢福祉担当、障がい者基幹相談支援センター、学校教育機関、精神保健福祉相談員、障がい福祉担当、福祉サービス事業所等)

- つながる場の開催に至るケースについては、地域包括支援センターからの相談が最も多く、次いで生活困窮担当となっている。
- 令和元年度と比較して、令和2年度では子ども・子育て担当からの相談が増えている。

●開催根拠

開催根拠	R2年度	R元年度
地域ケア会議※1	58	70
支援会議	29	38
本人同意(つながる場単独開催)	16	29
要保護児童対策地域協議会※2	15	20
※1・※2の共催	0	1
計	118	158

- 開催根拠については、地域ケア会議によるものが半数程度である。

●参加機関

参加機関	R2年度	R元年度
地域包括支援センター	72	96
高齢福祉担当	63	71
生活困窮担当	51	79
障がい者基幹相談支援センター	51	70
生活保護担当	48	55
その他※	444	553
計	729	924
1回あたり平均参加機関数	6.2	5.8

(※その他には、見守り相談室、精神保健福祉相談員、障がい福祉担当、子ども・子育て担当等)

- 参加機関等については、地域包括支援センターが最も多く全体の2/3程度に参加している。
- 1回あたりの平均参加機関数については微増している。

●SV派遣の有無

有無	R2年度	R元年度
無	77	84
有	41	74
計	118	158

- 令和元年度と比較して令和2年度のつながる場へのSV派遣割合は減少している。

●事例の課題

課題	R2年度	R元年度
精神障がい(疑い含む)	61	94
経済的困窮	42	68
知的障がい(疑い含む)	34	52
病気・けが	31	47
虐待関連	28	35
ゴミ屋敷	25	16
ひきこもり	25	40
発達障がい(疑い含む)	21	29
認知症	20	37
孤立	19	30
その他※	223	368
総計	529	816
1事例あたり課題数	4.5	5.2

(※その他には、依存症、近隣住民とのトラブル、身体障がい(疑い含む)、制度の狭間、自殺企図等)

- 事例の課題については「精神障がい(疑い含む)」が最も多く、次いで「経済的困窮」が多くなっている。
- 1事例あたりの平均課題数については令和元年度から令和2年度にかけて微減しているが、「ゴミ屋敷」等増えている課題もある。